

競争的資金等取扱規程

(目的)

第1条 この規程は、特定非営利活動法人ふれいす東京（以下、「ふれいす東京」という。）における科学研究費補助金などの競争的資金（以下、「競争的資金等」という。）に関して手続等の取扱いの適正な運営・管理を確保することを目的とする。

(法令等の遵守等)

第2条 研究代表者等は、交付決定を受けた競争的資金等に係る研究の実施に当たっては、関係法令並びに交付決定通知書に記載された補助条件等を遵守しなければならない。

(最高管理責任者)

第3条 ふれいす東京に、競争的資金等に関する運営・管理の最高管理責任者を置き、代表がそれを担当する。

2 競争的資金等の運営・管理について最高管理責任者はふれいす東京全体を統括し、最終責任を負う。統括管理責任者及びコンプライアンス推進責任者が責任を持って競争的資金等の運営・管理が行えるよう、適切にリーダーシップを発揮する。

(統括管理責任者)

第4条 競争的資金等に関する運営・管理の統括管理責任者は最高管理責任者が当面これを代行する。

2 統括管理責任者は最高管理責任者を補佐し、公的研究費の運営・管理についてふれいす東京全体を統括する。

(コンプライアンス推進責任者)

第5条 ふれいす東京に、競争的資金等に関する運営・管理の責任者を置き、研究事業部担当理事がそれを担当する。

2 コンプライアンス推進責任者は、競争的資金等の運営・管理について、統括管理責任者を補佐し、実務上の責任を負う。また競争的資金等の運営・管理に係る全ての構成員に対しコンプライアンス教育の実施状況を管理し、構成員が適切に管理・執行を行っているかをモニタリングし必要に応じて改善を指導する。

3 コンプライアンス推進責任者は必要に応じてコンプライアンス副責任者を立てる事ができ、コンプライアンス推進業務の補佐にあたらせる事ができる。

(事務処理手続き)

第6条 競争的資金等の事務処理手続きについてはふれいす東京事務・総務部門がこれを受任しておこなう事とする。

(研究費の適正な運営・管理)

第7条 ふれいす東京における競争的資金等の経理に関する事務は、ふれいす東京事務・総務部門がこれを受任しておこなう。

(経理事務の準拠)

第8条 競争的資金等に係る契約事務、旅費事務、給与事務等の経理に関する取扱いは、当該競争的資金等を管轄する官庁の定める取扱い規程等並びに経理規程、旅費規程、及びこれらに基づく定めによるものとする。

(不正防止対応計画)

第9条 不正を発生させる要因に対応する具体的な不正防止計画を別途定めるものとする。

(不正な取引に関与した業者の処分方針)

第10条 不正な取引に関与した業者の処分については、理事会においてその取り扱いを決めるものとする。

(不正行為に対する懲戒等)

第11条 不正行為に対する研究者の懲戒等の処分は理事会においてその取り扱いを決めるものとする。

(競争的資金等の使用に関するルール等の相談窓口)

第12条 競争的資金等の使用に関するふれいす東京内外からのルール等の相談窓口は、ふれいす東京事務・総務部門とする。

(通報・告発の受付窓口)

第13条 競争的資金等の不正使用に関するふれいす東京内外からの通報・告発の受付窓口は、ふれいす東京事務・総務部門とする。不正使用に関する通報・告発を受けた時は速やかにその情報を最高管理責任者に伝達する。

第14条 この規程に定めのない事項については、理事会の協議を経て代表が決定する。

附則

1 この規程は平成27年4月1日から施行する。